

(No 6-1)

○河川法施行令の一部を改
正する政令の施行について

二

平成六、七、八 建設省河川政策第四
各地公造局長
北海道開拓局長
沖縄公合本務局長
各部選用員知事
六一 河川局長通達

河川法施行令の一部を改正する政令(平成六年政令第二百二十八号)及び河川法施行規則の一部を改正する省令(平成六年建設省令第二十一号)が平成六年五月八日より公布されたところである。今回の政令改正は、指定区间内の一級河川及び二級河川の整備の推進を図るためにこれらの一級河川に及ぶ市長が河川管理者に代わって施行することができる河川工事に係る区域を広げるとともに、河川に関する規制をより合理的なものとするため河川区间における土地の掘削等の行為で河川管理者の許可を必要とするものとして取水施設の取水口における土砂等の排除等の追加したものである。

貴殿におかれでは、河川管理の適正な執行になお一層努めるとともに、市町村長による河川工事等の制度について、その改正の趣旨に従い、適正な運用が図られるよう、下記の事項に留意し、遺

なお、関係事項を貴管下市町村に周知方取り図
らわれたい。

区域の拡大について
改正の基本的な考え方等

なたきめ細かい河川改修に対する要請の増加等に対応するため、河川法（昭和三十九年法律第四六十一号）。

令第十四号。以下「令」と云ふ。第十条の二第六号ただし書に記載すべき市長が行うことが

法第十六条の二に係る基本的考え方や制度運用の基本方針を変更するものではないこと。

が行う」とができる河川工事に係る区域について

市街化区域等がそし区域の施設等のうちおむ
①から⑤までのいずれかに該当するもの又は
その区域の全部又は一部が次の

は、その施行の場所より上流の流域面積がおむね三〇平方キロメートルを超えない河川

① **苗穂園整備法**（昭和三十年法律第八十
二号）第一条第三項に規定する既成市街
地 同条第四項に規定する近郊整備地帯
及び同条第五項に規定する都市開発区域
二十号）第二条第三項に規定する既成
都市区域、同条第四項に規定する近郊整
備区域及び同条第五項に規定する都市開
發区域

② **近畿圏整備法**（昭和三十八年法律第百
二十九号）第二条第三項に規定する既成
都市区域、同条第四項に規定する近郊整
備区域及び同条第五項に規定する都市開
發区域

③ **中部圏開発整備法**（昭和四十一年法律
第四十号）第二条第三項に規定する都市
整備区域及び同条第四項に規定する都市
開發区域

④ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務
施設の再配慮の促進による法律（平成
四年法律第七十六号）第四条第一項の規
定により指定された地方拠点都市地域

⑤ 特別区（道府県所在の市又は地方自治
法（昭和四十二年法律第六十七号）第一
百五十五条の十九第一項の指定都市の区
域並びにこれと隣接）かつ、自然的

社会的及び経済的に密接な関連のある地域
河川区域における土地の掘削等の行為で河川管理者の許可を要しない軽易な行為の追加について

今回の改正は、適法に設置された取水施設又は排水施設の通常の維持管理として行う行為で治水上又は利水上の影響が少ないと認められる土砂等の堆積及び竹木の現に有する治水又は利水上の機能を保つ必要があると認められる区域として河川管理者が指定した区域以外の土地における竹木の伐採を、それと併せて要しない騒動な行為とするものであり、いずれもいわゆる行為に係る河川に関する規制をより合理的なものとするため行ったものであること。

(2) 取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の堆積について

(1) 「機船を維持するため」とは、取水施設又は排水施設の有する河川から流水を取水する機能又は河川へ水を排出する機能について、「これらの施設が設置された時点において有していた機能を回復させるため」という意味であり、その回復に必要な範囲で行われるもののみを騒動な行為とする」とを意図したものである」とは、取水

口又は排水口の設置の態様やその河川の状況により異なるものの、取水口又は排水口の前面及びその周辺で、具体的には、通常取水口又は排水口を設置する際に当該取水口又は排水口の前面において河床を保護するため設けられる護床工の施されてくる範囲及びその周辺程度をいふものである。また、取水口又は排水口の前面に護床工が施されていない場合においても、護床工が施されている場合と同様の範囲を規定して「付近」の範囲とされたこと。

(3) この政令の公布後新たに河川区域内に取水施設又は排水施設の新築等を行つた場合は、第二十六条第一項等の規定に基づき許可申請等を行つてきた者に対しては、各河川管理者は、「堤防を維持するため」行う土砂等の排除の意図する範囲及び当該取水施設又は排水施設の「取水口又は排水口の付近」の範囲について、許可を行う際に明らかにしておく必要があること。

(4) 取水口又は排水口の付近に留めた土砂等の排除行為が、今回政令で定めた範囲や規模を超えて行われる場合には治水上の支障を生ずるおそれがあることから、政令で定めた軽易な行為の範囲内で行われて確かななどについて通常の巡回活動において確認するなど、適正な河川管理を実施されたいこと。

(5) 今回の改正により許可を要しないこととされた取水口又は排水口の付近に留めた土砂等の排除について、今回当該行為を法第二十七条第一項の許可を要しない軽易な行為とした範囲にかんがみ、当該行為を河川の維持として行う場合についても、令第十一条の「軽易な障害物の処分その他のこれらに類する小規模な維持」に該当する行為として、法第二十条の承認を要しない軽易な維持行為として取り扱うこと。

(1) 竹木の伐採について

河川区域内における竹木の伐採については、これまで、その治水上又は利水上の影響が明らかでなかったことから原則として許可に係りしめ、個別具体に判断してきた。しかしながら、竹木の存在が流水の流下を阻害するなど一般的には治水上の悪影響を与える場合が多いことからその伐採について原則許可を要しないこととし、竹木の分布の状況や竹木の存する河川の地形、地質等によって竹木の存在が治水上又は利水上の機能を果たしている場合には、当該区域に限り、従来どおり許可に係りしめる」としたものである。

したがって、許可を要する区域の指定に

当たっては、竹木の分布の状況や整備状況、竹木の存する河川の地形、地質等からみて、竹木が治水上又は利水上の機能を有してい

る場合に限り、そのような竹木の存する区域を指定すること。

なお、竹木の有する治水上又は利水上の具体的機能及び当該機能を有する竹木群の存する区域の選定の基準、選定するための手順等詳細については、別途通知することとしている。

(2) 令第十五条の四の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する」とされているが、このように公布から施行までに三月の期間を要した区域の指定に当たって、その準備等を進めるため必要とされる期間を設けたものである。各河川管理者においては、「この範囲にかんがみ、施行日までの間に当該区域を公示できることによる必要な準備等を完了させるほか、許可を要する区域として指定を予定している河川についてでは、その区域の存在及びねおよその範囲について、公示以前においても広く関係住民に周知するよう努める」とこと。

(3) 許可を要する区域の指定の方法については、改正後の省令第十七条第一項により河川区域の指定の方法に準じて行うこととされ、具体的な指定方法については別途通知する方法に準拠されたいこと。

なお、改正前の令第十五条の四第一項第

二号に基づき竹木の伐採を軽易な行為として指定している都道府県知事は、政令の施行日に併せて許可を要する区域を指定することが規制の強化になる場合があることを踏まえ、指定に当たっては適切な通過措置を設けるとともに、関係住民への周知を図るべく必要な措置を講じ、伐採しようとする一般国民が不利益を被ることのないよう特に留意されたこと。

「河川法の施行について」(昭和四十年六月二十九日建河免第二百四十五号各地方建設局長、北海道開発局長及び各都道府県知事あて河川局長通達)記の4により、改正前の令第十五条の四第一項第二号に基づき軽易な行為を指定している都道府県知事は、当該指定の行為のうち今回の改正により許可を要しないことが明文化されたものを除くなど、指定の公示につき必要な変更を行う必要があること。

(No 6-2)

(4) 捕獲の網口部附近に繁茂する竹木群を抑制する機能
⑤ 護堤の網口部附近に繁茂する竹木群から河川外に流出する流水の流速の低減及び土砂の流出を抑制する機能

(2) 取水口又は排水口の付近に繁茂する竹木群又は排水口の前面に土砂が堆積することを抑制する機能及び流れを維持することにより、取水又は排水の機能を維持する機能

許可を要する区域の選定に当たっては、竹木の有する上記①から⑤までの機能がもたらす効果が堤防・河岸等の相当部分の及ぶなど、それらの機能によりもたらされる効果からみて河川管理上有意であると認められる区域を選定すること。

指定する区域を選定する場合の手順について

上記①に列記した治水上又は利水上の機能を有することが見込まれる竹木の存する区域を、既存の平面図、航空写真等を活用して選出し、さらに位置・繁茂状況・堤防との位置関係等で該竹木の状況等を個別に確認した上で、指定することが必要な竹木の存する区域を選定すること。

指定する区域の公示について

竹木の伐採について許可を要する区域を指

定する場合には、改正後の河川法施行規則（昭和四十一年省令第七号。以下「省令」という。）第十七条第二項により準用され、省令第二条の河川区域の公示の方法に準じ、省令第一条各号（①市町村、大字、字、小字及び地番、②一定の地物、施設又は工作物、③平面図）の一以上により当該区域を明示して、建設大臣はつては官報に、都道府県知事はつてはその統轄する都道府県の公報に掲載して行うこととされたところであるが、その表す範囲が明確なものとなるよう公示すること。この場合、従来の河川区域の指定の場合の告示の方法と同様、許可を要する区域を平面図に明示して行う方法（指定しようと示す区域を着色することにより範囲を明確に示す方法）が望ましいこと。

一方、一級河川の指定区間外の区间においては、官報に掲載して公示することとされていることから、施行日に公示する必要のある区域について、別添一の様式に沿って、かつ、別添二のスケジュールに従って、河川局水政課を経由して官報報告主任（建設大臣官房文書課長）にしての手続をとることを要請するよう準備等を進める。

指定する区域を公示する期限及び經過措置について

今回改正された政令の施行日に指定されなかつた河川区域内の土地においては、竹木の

伐採は許可を要しないこととなることから、明らかに治水上又は竹木の機能を有していると認められる竹木の存する区域の指定は改正された政令の施行日に公示する必要があること。

また、改正前の令第十五条の四第一項第二号により竹木の伐採について許可を要しない軽易な行為を要する区域において許可を要する区域の指定は、許可を要する区域の指定が規制化されることになるにかんがみ、次のような経過措置を設けることが望ましいこと。

(経過措置)

この公示の施行の際現に権原に基づき、この公示により許可を要する区域として指定された区域において竹木の伐採を行つた者は、從前と同様の条件により、当該行為について河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十五条の四第一項第四号の規定により許可を要しない軽易な行為として河川管理者が指定した行為を行つてゐるものとみなす。

施行日以後の区域の指定、変更又は廃止について

今回改正された政令の施行日以後新たに上記一の選定基準に該当することとなつたことにより指定が必要となつた竹木の存する区域については、区域の指定に当たつて周知期間を設ける、あるいは上記4のような経過措置

—
—
—

○河川法施行令の一部を改正する政令の運用について

平成六・七・八 建設省河川敷免四五 建設省河川建設第五七
各地方建設局河川部長
北海道開拓局建設部長
沖縄総合事務局建設部長 あて 河川水土保持課長通達

五条の四第一項第二号関係
「取水施設」とは、河川から流水を取水する機能を有する施設を、「排水施設」とは川へ水を排出する機能を有する施設をいうのであり、それらの機能を有するものであれば、それらの機能を果たすことを目的とし設置されたものに限らないこと。

河川法施行令の一部を改正する政令（平成六年政令第二百二十八号）及び河川法施行規則の一部を改正する省令（平成六年建設省令第二十一号）の施行については、「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成六年七月八日建設省河政策第四四号各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長及び各都道府県知事あて河川局長通達）により通達したところであるが、その運用に当たっては、下記の事項に留意し、遺憾のないようになされたい。

なお、関係事項を要旨下市町村に周知方取り計らわれたい。

記

一 取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除について（改正後の河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号。以下「令」という。）第十九条）

第一 竹木の伐採について（令第十五条の四第一項
第三号関係）

（1）「竹木が現に有する治水上又は利水上の機能及びそれらの機能を有する竹木の存する区域として河川管理者が指定する区域の選定基準について

（2）竹木が現に有する治水上又は利水上の機能としては、次のような機能が考えられること。

① 洪水に対する堤防として洪水の流心方向に継続的に繁茂する竹木群で、流速の低減又は水流を緩和する竹木を保護する機能

② 洪水時等に繁茂する竹木群で、洪水時等に堤防部等に流出する水流の流量の低減及び土砂の流出を抑制する機能

③ 捩込河道の河岸付近に洪水の流心方向

を設けるなどの措置を講じ当該区域を指定する必要があること。

一方、許可を要する区域として指定した後に、事情の変更により指定しておく必要がないくなった場合には、速やかに当該指定を変更し、又は廃止すること。

6 指定した区域において竹木の伐採の許可申請がなされた場合は、○○地方建設局及び同局○○竹木の伐採につき許可を要する区域として指定された区域については、それぞれ上記に列記した機能が認められる竹木が存するところから許可を要するものとされたものであるから、竹木の伐採に係る許可の申請に応じ、個別に当該申請に対する許可により竹木が伐採された場合のそれらの機能が滅殺される程度を判断し、その機能が滅殺したとしてもなお治水上又は利水上の支障が生じない場合は許可を行うこと。

なお、個別に判断する場合においては、個別の伐採行為に応じ、伐採前と伐採後のそれを考慮しての流速計算等を行い、その影響を考慮し判断すること。

(別添1) 竹木の伐採につき許可を要する区域の
指定の公示の例

○○地方建設局公示

○○水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十五条の四第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、○○地方建設局及び同局○○工事事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 年 月 日

○○地方建設局長 ○○ ○○

次の図面(第一号から第〇号図まで)の緑色で着色した部分に該当する土地の区域
(図面省略)

附 則

(施行期日)

1 この公示は、公布の日から施行する。
(超過権限)

2 この公示の指定の際原に極原に基づき、この公示により許可を要する区域として指定された区域内において竹木の伐採を行っている者は、従前と同様の条件により、当該行為について河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十五条の第四項第四号の規定により許可を要しない程的な行為として河川管理者が指定した行為を行っているもののみなす。

月	日
平成六年七月八日	
七月 中旬	
八月 上旬	
八月 中旬	
八月三一日	

(別添2) 竹木の伐採につき許可を要する区域の
指定のスケジュール

河川法施行令の一部を改正する政令公布

河川法施行規則の一部を改正する省令公布

改正内容の周知及び実態把握のための準備

個別の河川ごとに平面図や航空写真などを用いて竹木の分布状況などの実態を調査し、指定候補地を選定する。

選定した指定候補地について、竹木の伐採による治水上又は利水上の影響を分析し、指定する区域を確定する。

指定する区域の公示及び関係図面の準備を行う。

区域の指定の公示案を河川局水政課あてに送付する。

区域の指定の公示案の河川局水政課あて送付の最終期限

十月 八日
・河川法施行令の一部を改正する政令のうち第十五条の四の改正規定の施行
・区域の指定の公示の官報掲載
・必要に応じ、同様の手順により区域を指定

(以降)

(No 6-2)